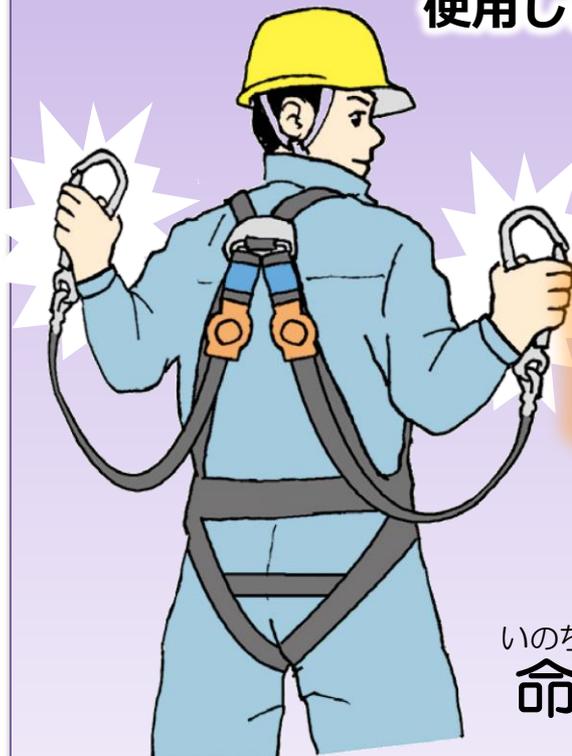


「安全帯にかかると政省令の一部改正」説明会

二丁掛けフルハーネス型安全帯を
使用しましょう！！

リスク“ゼロ”大阪推進運動



いのち つなごう

命綱GO活動

実施中

いのちづな つか

命綱 使って つな GO 大切な命

ごう たいせつ いのち

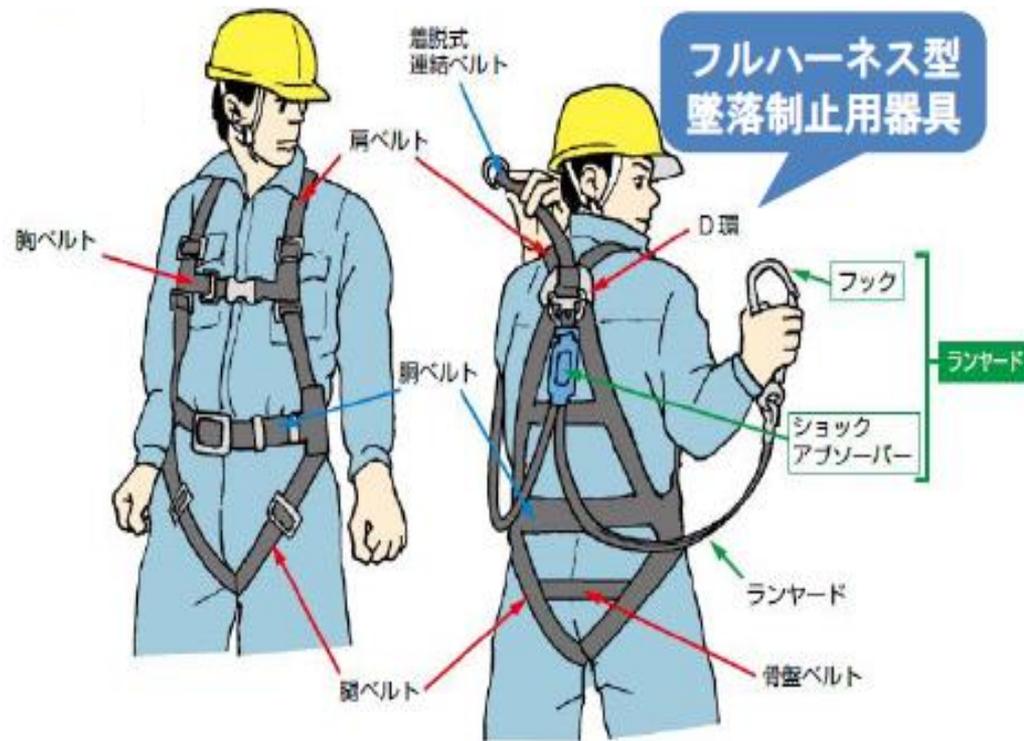
安全帯にかかると政省令の一部改正について

平成30年7月 大阪労働局 労働基準部 安全課

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。



政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される**胴ベルト型安全帯**は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持する**フルハーネス型安全帯**が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「**墜落制止用器具**」に改め、その**名称・範囲と性能要件を見直す**とともに、**特別教育を新設**し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書(平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ)

政令等の改正について

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者^に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → リーフレット5ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「**安全帯の規格**」と、「**ガイドライン**」において規定されます。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「**墜落制止用器具**」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○ →	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	× →	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○ →	ハーネス型 (一本つり)

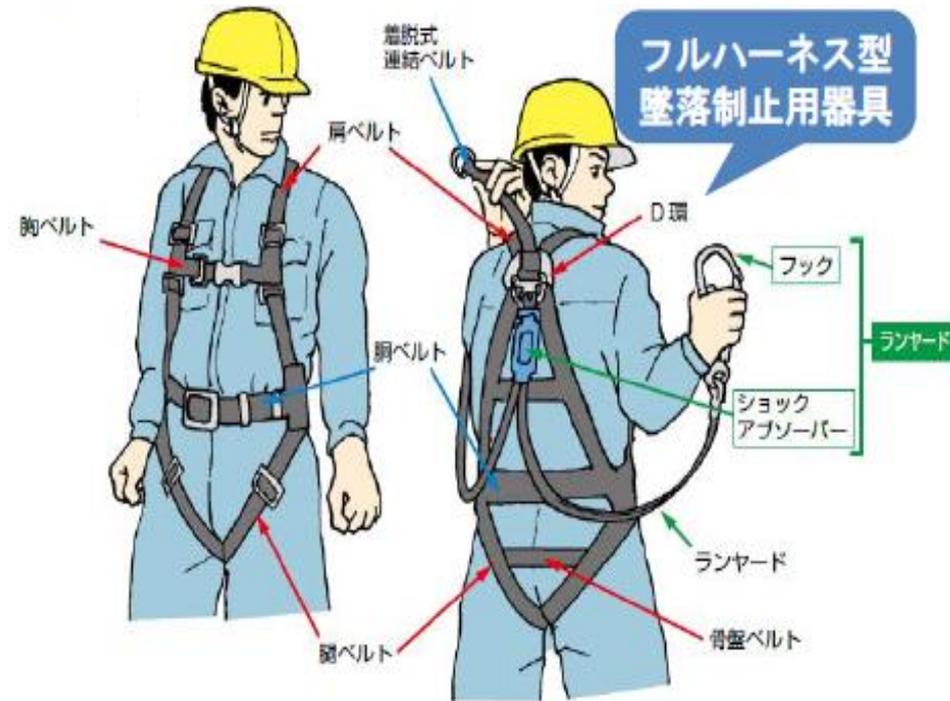
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、**法令用語**としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

今回の改正等のポイント

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」 を使用することが原則となります

墜落制止用器具は**フルハーネス型が原則**となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「**胴ベルト型（一本つり）**」を使用できます。



今回の改正等のポイント

3. 「特別教育」が必要です

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所に
おいて、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス
型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、次ページの表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

※ フルハーネス型を新たに購入される事業者は、耐用年数や使用頻度を考慮し、購入の時期を検討して下さい。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×				
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能								×				
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合には一部の科目を省略することができます。

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法 	1 時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法 	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法 	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用方法等	<ul style="list-style-type: none"> ①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 	1.5時間

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して**十分な知識及び経験を有すると認められる者**については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、**I、II、Vを省略**できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、**Iを省略**できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、**IIIを省略**できます。

なお、適用日（2019(平成31)年2月1日）より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

(★) **高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ**

労働安全衛生規則(抜粋)

(作業床の設置等)

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により**作業床を設けることが困難なとき**は、防網を張り、労働者に**要求性能墜落制止用器具**を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(開口部等の囲い等)

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に**要求性能墜落制止用器具**を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第518条第2項は、第518条1項で**作業床を設けることが困難なとき**に墜落制止用器具を使用させるので、フルハーネス型を使用させるときは、**特別教育が必要**となり、**第519条第2項**では、第519条第1項で作業床の端等に手すりが設けることが著しく困難なとき等に使用する**要求性能墜落制止用器具**については、**作業床があるので特別教育の対象とならない。**

「高さが2メートル以上の箇所で**作業床を設けることが困難なところ**におけるフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」について、特別教育が必要な業務であるかの判断については、以下の表を参考として下さい。

	業務内容	該当の有無
1	鉄骨建て方作業で、鉄骨上での作業を行う者	該当有り
2	足場の手すりを一時的に取り外して行う作業	該当無し
3	パラペット端部、開口部での作業	該当無し
4	高所作業車で作業を行う者	該当無し
5	天井クレーンのホイスト点検業務(ガーター歩道上で行うもの)	該当無し
6	天井クレーンのホイスト点検業務(ホイストに乗って行うもの)	該当有り
7	デッキ型ゴンドラで行う作業	該当無し
8	チェア型ゴンドラで行う作業	該当有り

特別教育の科目が省略される6月以上の経験には、上記の「該当無し」の作業は含まれない。
ただ単に、フルハーネスを使っていたと言うだけでは、省略できない。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

一部略

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、**墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図る**ため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法及び関係法令において**規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。**

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第3 用語

1 墜落制止用器具を構成する部品等

(1)フルハーネス型墜落制止用器具

墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

(2)胴ベルト型墜落制止用器具

身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

(7)ショックアブソーバ

墜落を制止するときを生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。

第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0キロニュートン以下であるものをいい、**第二種**ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。

第3 用語

2 ワークポジショニング作業関連

(1) ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。

墜落制止用器具の選定

●「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（**要求性能墜落制止用器具**）」の選定要件は以下のとおりです。

これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「**安全帯の規格**」と**ガイドライン**において規定されます。

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

(1) **墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。**ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

(2)適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

(3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。

このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

(高さ6.75メートルは構造規格による)

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45メートル、ランヤード長さ:1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2メートル、フルハーネス等の伸び:1メートル程度)を想定すると、**目安高さは5メートル以下とすべきである**こと。これよりも高い箇所作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

(目安高さは5メートル以下はガイドラインによる)

$$2.3\text{m} + 1.2\text{m} + 1\text{m} = 4.5\text{m} < 5\text{m}$$

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

3 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして**墜落制止用器具を併用**する必要があること。

(4)フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、**胴ベルト型の使用も認められる**こと。

要件①

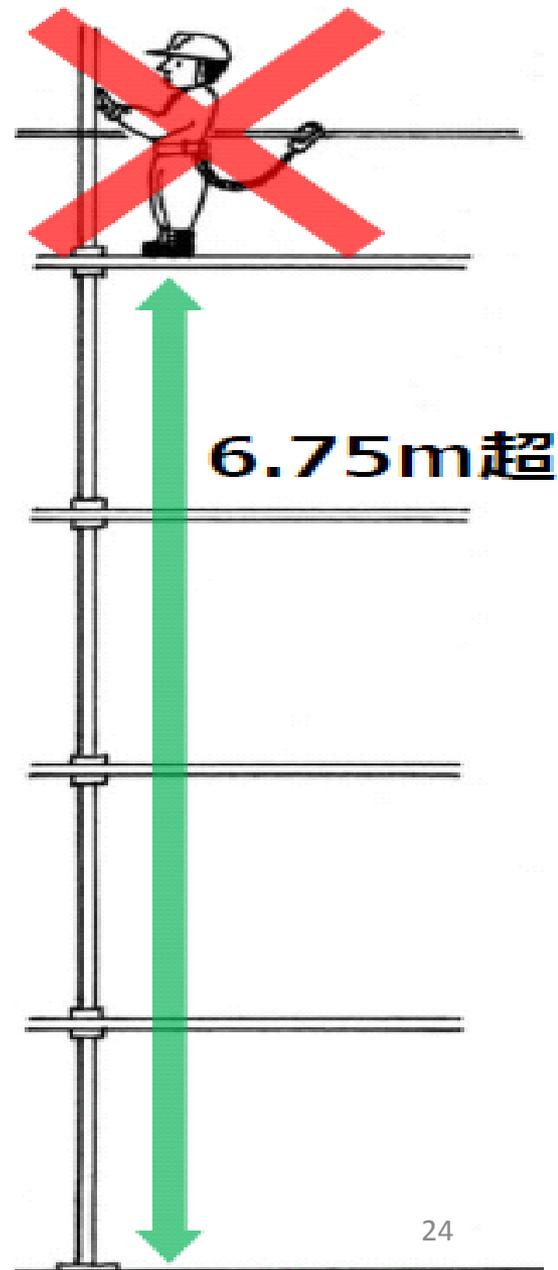
6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5mを越える箇所**、柱上作業等の場合は**2m以上の箇所**では、**フルハーネス型**の使用が**推奨**されます。（ガイドライン）

※ **柱上作業等**で使用される**U字つり胴ベルト**は、墜落制止用器具としては使用できません。**U字つり胴ベルト**を使用する場合は、**フルハーネス型と併用**することが必要となります。（ガイドライン）



墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(2)ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a):0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b):1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ **ロック機能付き巻取り式ランヤード**は、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(2)ランヤードの選定

ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。

エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。

命綱GO活動 実施中

二丁掛けフルハーネス型安全帯を使用しましょう！！

(注) 第5 墜落制止用器具の使用 1 (3)エ でいう補助ロープ(ショックアブソーバを備えないものも含まれる)とは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用出来ないため、二丁掛けのランヤードとは基本的に異なる。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

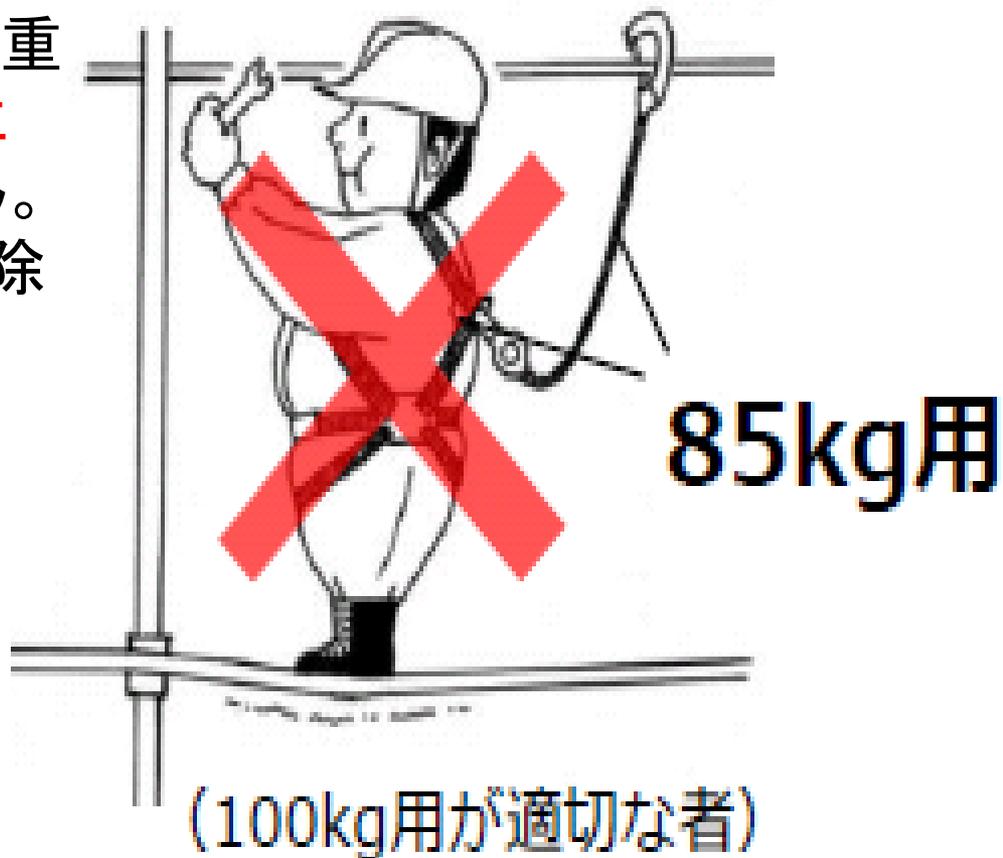
(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、**使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)**が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

要件②

使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

2 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(1) ショックアブソーバ等の種別の選定

ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、**第一種ショックアブソーバ**を選定すること。

イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、**第二種ショックアブソーバ**を選定すること。

ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、**第二種ショックアブソーバ**を選定すること。

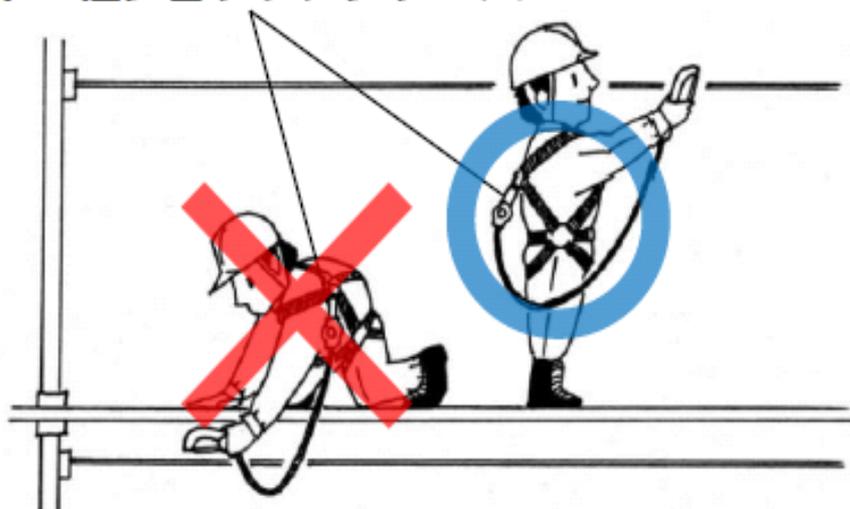
要件③

ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。（腰より高い位置にフックを掛ける場合は**第一種**、足元に掛ける場合は**第二種**を選定します。）

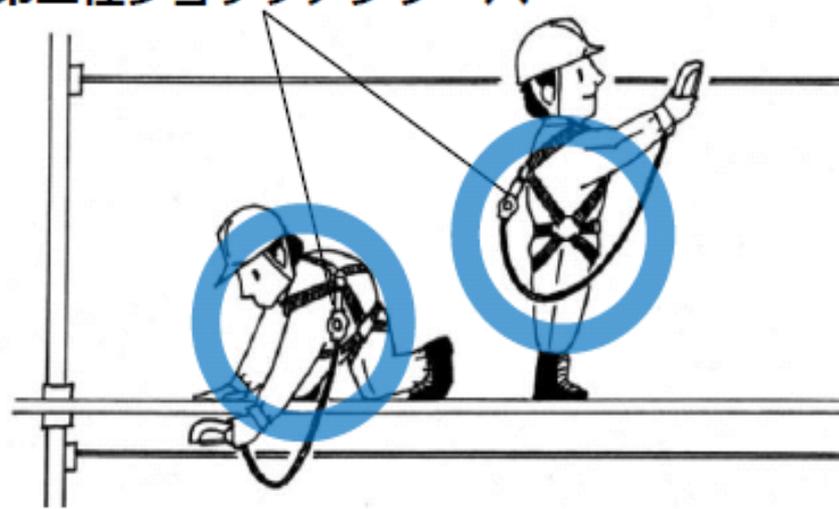
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



(7)ショックアブソーバ 墜落を制止するとき生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。

第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0キロニュートン以下であるものをいい、

第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0キロニュートン以下であるものをいう。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

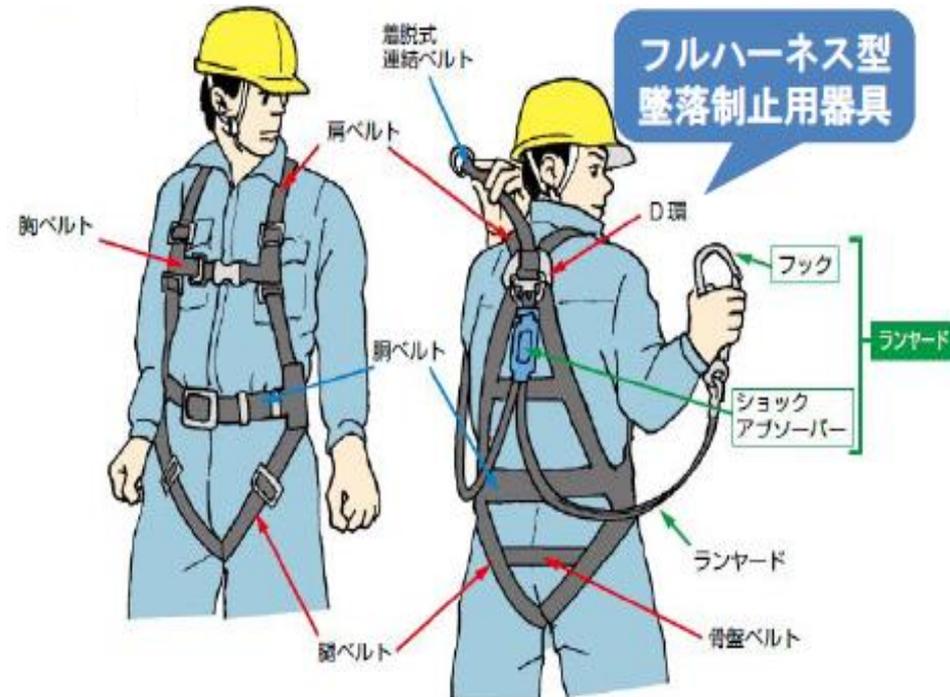
- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。

墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

(2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。



墜落制止用器具の選定

第4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

(3) **送電線用鉄塔での**建設工事等で使用される**移動ロープ**は、**ランヤードではなく、親綱と位置づけられる**。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、**移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること**。

使用方法

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(1) 墜落制止用器具の装着

ア **取扱説明書を確認**し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。

使用方法

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(2) 墜落制止用器具の取付設備

ア 墜落制止用器具の**取付設備**は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、**墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること**。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

使用方法

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(2) 墜落制止用器具の取付設備

可能な限り、高い位置にランヤードを取り付ける等、墜落阻止時に発生する衝撃を低減させる。

具体的には次の方法が考えられる。

- ① 落下距離を短くするため、
 - ランヤードの取付け位置を高くする。
 - なるべく短いランヤードを使用する。
- ② ショックアブソーバーは、衝撃吸収性能の優れたものを選定・使用する。

墜落阻止時の衝撃を低減させる対策

安全帯取付設備

ランヤード



使用方法

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(5)フック等の使用法

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

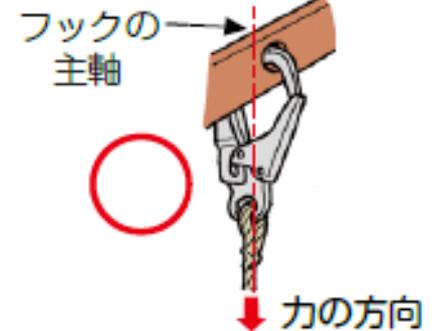
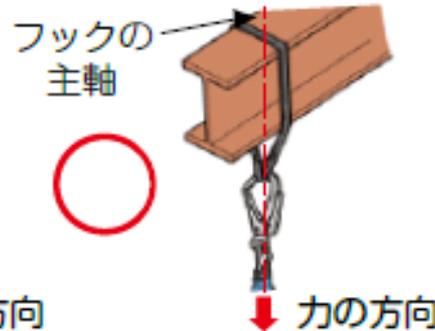
使用方法

第5 墜落制止用器具の使用 1 墜落制止用器具の使用法 (5)フック等の使用方法

対策

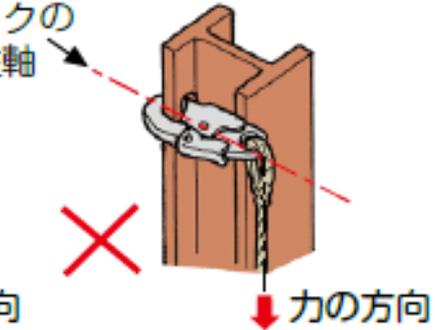
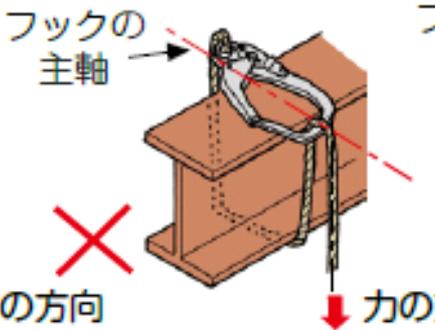
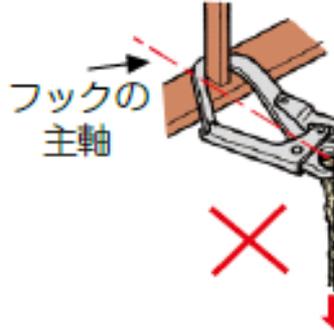
フックの主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取り付ける。

良い例



※フックの主軸と墜落時にかかる力の方向がクロスしている。

悪い例



※フックに曲げの力がかかっている。

使用方法

第5 墜落制止用器具の使用

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。

点検・保守・保管、廃棄基準

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、**責任者を定める等**により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を**記録しておくこと**。

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

建災防大阪府支部 改正説明会 事前質問事項・回答

特別教育関連

- 墜落制止用器具特別教育は、いつから始まるか？
建災防等、特別教育を実施する予定がある教育機関にお問い合わせ下さい。
- 建災防・中災防等で、「インストラクター」の講習を受ければ、特別教育は社内でも実施できるようになるのか？
特別教育については、「教育科目について十分な知識、経験を有する者」であれば実施可能である。なお、インストラクターの講習を受講していればなおよい。

特別教育関連

- 特別教育で使用するフルハーネス型墜落制止用器具は、新規格のものを使用しないと行けないか？旧規格でも良いか？販売はいつ頃か？

現規格の安全帯については、平成34年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされるため、それまでの間については、新規格を満たさないフルハーネス型安全帯を使用することは可能だが、(教育に使用するものであることを踏まえると)平成31年2月1日以降は新規格を満たしたフルハーネス型墜落制止用器具を使用することが望ましい。なお、現規格を満たす安全帯として製造されたものであっても、新規格も満たしたものであれば何ら問題はない。

特別教育関連

- 受講を省略できる条件の「足場の組立等特別教育受講者」に、足場作業主任者は含まれないか？

足場の組立て等作業主任者は、特別教育のⅢ「労働災害の防止に関する知識」の省略には該当しません。

足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者等は、足場の組立等の作業については十分な知識経験を有していることを踏まえ、足場の組立等特別教育については全部省略することが出来ますが、

一方、本件業務は、足場の組立等に関する業務だけではなく、また、足場の組立等特別教育を受けた者のように「労働災害の防止に関する知識」の科目の内容について直接的に教育を受けているわけではない(例えば作業主任者技能講習だと作業管理、作業者に対する教育という観点が大きい)ため、本件業務に関する

「労働災害の防止に関する知識」の科目に関し、十分な知識経験を有しているとは言いきれないことから省略できることはしていません。

特別教育関連

- 通称、すて足場での作業床での作業者は、今回の法改正の教育が必要でしょうか？
 - すて足場(2枚の板を手渡して、上に上がっていく足場)は作業床となるので、特別教育の対象ではない。
- 外部足場で身を少しでも乗り出す作業も「特に危険性の高い業務」となり、特別教育が必要となるのでしょうか？
 - 作業床があるため特別教育は必要ありません。

特別教育関連

- 受講を省略できる期間に制限はないのか？平成31年2月以降も省略可能か？
制限は有りません。
- 特別教育の経過措置期間については？
特別教育については経過措置(猶予期間)が有りません。
- 受講を省略できる資格取得は修了証で確認する必要があるか？
修了証等により受講を確認して下さい。
- 関係法令の0.5時間は今日の専門官の話で良いか？
本日の説明会は、特別教育の関係法令には該当しません。
- 特別教育の一部省略規定にある6カ月以上の経験者の認定時は何を持って行うのか？
事業主が6カ月以上の経験があることについて証明書を出すことになる。

特別教育関連

- 立て坑の掘削で、高さ2m以上の切梁・腹起し上の土砂を落とす作業時にフルハーネス型を使用しますが、特別教育の受講は必要ですか？

切梁・腹起しには作業床が無いため、特別教育の対象となります。

特別教育関連

- 実務経験6箇月とは、作業時間の合計が6箇月ということか？
延べ作業時間では無い。
週1回であっても、その作業を繰り返し行っていれば実務経験となる。
- この場合、確認は事業主証明等が必要か？
講習機関において経験を確認する場合は、事業主による証明が必要となります。
- 特別教育に修了証は必要か？
法的には必要ないが、現場入場時に確認することとなるので、修了証を発行する方がよい。
- 修了証の名称は？
特別教育規定の名称は、「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育」ですが、法的には修了証発行義務がないので、他の教育と紛らわしくなければ、適宜変更しても可。
ちなみに、建災防では「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」となるようです。

フルハーネス関連

- (安全帯の使用) 第194条の22もフルハーネス型使用になりますか？
(要求性能墜落制止用器具等の使用)
第194条の22 事業者は、高所作業車(括弧内略)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に**要求性能墜落制止用器具等**を使用させなければならない。
- 現場管理する上で、2m以上、5m以下の作業する場合は、フルハーネスで良いのか？フルハーネスは不適切であるのか？
5m以下については、フルハーネスと胴ベルトのどちらに安全の優位性があるか判断できない。(作業姿勢や周囲の状況等により異なる)
したがって、フルハーネスが危険と判断できないならば、フルハーネスの使用で差し支えない。

フルハーネス関連

- 6. 75m以上でフルハーネス使用とあるが、建設業は5m以上なのか？
ガイドライン 第4、2、(4)の記載のとおり、
建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、目安高さは5メートルを越えるとフルハーネス型を使用することを推奨しています。

フルハーネス関連

- 6. 75m前後の作業ではフルハーネスと胴ベルト型の2種類を身につけて作業しなければならないのか？
墜落制止用器具は**フルハーネス型が原則**となるので、高さ2m以上で墜落するおそれのあるときは、6. 75m以下の作業でも、フルハーネス型を使用しても問題ありません。
- 改正後は、改正規格に基づく、胴ベルト型とフルハーネス型のものが存在することになりますか？
改正する構造規格にも胴ベルト型とフルハーネス型のものがあります。

フルハーネス関連

- 足場を通行するだけの造作大工等は、墜落制止用器具を着用する必要があるのか？

ガイドライン 第4、4、(1)の記載のとおり、墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。

- ロープ高所作業は背中からランヤードが出ているフルハーネス型は作業に支障がある作業もあると思われますが、補助具などの規定はあるのか？

ガイドライン 第4、4、(2)の記載のとおり、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型のコネクタと直結する規定がある。その場合、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

フルハーネス関連

- 現場遵守を行う職員も、ハーネス型墜落制止用器具を使用を求められますか？また、開口部外に出る可能性があればフルハーネス型墜落制止用器具を使用しなければならないのか？

高さ2m以上で墜落するおそれの有るときは、**フルハーネス型が原則**となります。但し、ガイドライン 第4、2、(4)の記載のとおり、高さは5メートルを越えるとフルハーネス型を使用することを推奨しています。

- 6. 75m以上の枠組足場・躯体から身を乗り出す作業において、躯体と足場の間に5m以内ごとに墜落防護柵を設ければハーネス型の墜落制止用器具を使用させなくても法に触れないか？

ベランダ等のように、人の墜落(例えば85kgの人が5メートル墜落した場合)に対して、十分な強度があればよいが、足場板やアンチの場合、割れたり、爪が変形して外れることが考えられるのでハーネスを使用されたい。

フルハーネス関連

- 2019年2月1日以降の安全帯の規格が改正された場合、2022年1月1日までに買い換えが必要か？
現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。
- ※ フルハーネス型を新たに購入される事業者は、耐用年数や使用頻度を考慮し、購入の時期を検討して下さい。
- 電柱の昇降などにU字吊りは利用できないのか？
ガイドライン 第4、3 の記載のとおり、
電柱等での作業（ワークポジショニング作業）に使用される身体保持用の器具は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するための墜落制止用器具を併用する必要があります。

フルハーネス関連

- 感電防護用保護具や空調服着用の際、フルハーネスは支障となるので1本吊りしようと考えてよいか？
 - 1本吊りは、法的には問題無いが、「命綱GO活動」では、出来るだけ2丁掛けを使用するよう指導しています。

フルハーネス関連

- 各作業主任者等の職務で「安全帯」の記述が「要求性能墜落制止用器具」になるとのことですが、現場の表示はどのタイミングで必要でしょうか？

法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。
- 作業主任者の職務で「安全帯」は、足場組立等の作業主任者の職務だけで、その他は、「安全帯等」になっていますが、「安全帯」も「墜落制止用器具」になるのでしょうか？

政令、省令ともに、「安全帯」は、「墜落制止用器具」に、「安全帯等」は「墜落制止用器具等」に改正されています。